

愛媛大学次世代研究者挑戦的研究プログラム(EU SPRING)

2023 年 9 月/10 月入学生採用分 募集要項

1. 趣旨

愛媛大学次世代研究者挑戦的研究プログラム(EU SPRING) (以下「SPRING」という。)は、我が国の科学技術・イノベーションの創出を担う優れた博士後期課程学生に対し、自由に挑戦的な研究に専念するための経済的支援と、キャリア開発・育成コンテンツといった教育的支援等を行うことで、多様なキャリアパスで活躍できる博士人材へと導くことを目的としています。

2. 選抜人数

1 名

3. 申請資格

SPRING に申請することができる者(以下「対象者」という。)は、愛媛大学(以下「本学」という。)若しくは他大学の修士課程(博士前期課程を含む)を修了した者で、かつ、次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) ①本学の大学院理工学研究科博士後期課程に、2023 年 9 月に入学した者
②本学の大学院連合農学研究科博士課程に、2023 年 10 月に入学した者
- (2) 優れた研究能力を有し、研究に専念する者
- (3) 我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志がある者

ただし、次の条件に一つでも該当する者は、申請することができません。

- (1) 所属する大学や企業等から年額 240 万円以上の給与、賃金、役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者
- (2) 生活費に係る年額 240 万円以上の給付型奨学金を得ている学生
- (3) 日本学術振興会の特別研究員(内定している者を含む。)、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生又は本国から奨学金等の支援を受ける留学生(これらの制度への申請は可。ただし、SPRING との重複受給は不可。)
- (4) 成績不振により修了が延期している又は延期が確定している者
- (5) 休学中の者

4. 支援期間

2025 年 10 月～2026 年 9 月の 1 年間

5. 研究奨励費・研究費

SPRING で支援を行う学生(以下「SPRING 学生」という。)には、研究奨励費及び研究費を支給します。

- (1) 研究奨励費(生活費相当) 月額 20 万円
- (2) 研究費 年額 28 万円(支援期間が半年間の場合は、年額 14 万円以内)

- 研究奨励費については、本学から直接 SPRING 学生に支給します。用途についての制限はなく、未使用分についても返還の対象となりません。ただし、支援の決定又は取消し時期により、支給額を減額する場合があります。支援開始日に国外に滞在する SPRING 学生への支給期間は、本学が来日を確認した日からとし、支給期間の延長は行いません。また、渡日前の期間分の遡っての支給は行いません。
- 研究費については、本学が SPRING 学生に代わって経理することにより適切に管理します。

6. 教育プログラム

SPRING では、次の 4 つの科目を必修として開講し、いずれも 1 単位を付与しますが、本 SPRING 学生は履修を免除します。

- (1) ファンダメンタル・アカデミックスキル科目：英語力の養成
- (2) アドバンスド・アカデミックスキル科目：研究付帯力の養成
- (3) キャリアパス・ディベロップメント科目：キャリア形成力の養成
- (4) リサーチ・インターンシップ科目：実社会の体験

7. 海外活動支援等

SPRING では、学生が、自ら国際性を涵養することを推奨します。このため、短期留学・海外派遣研修・海外インターンシップ等を行う場合、その渡航費用の一部を助成します。ただし、研究や国際学会等に参加するための渡航費用については、原則、研究費からの支出となります。また社会人力の測定など、様々な支援を行います。

8. 申請手続

申請手続については、必ず、指導教員と連絡を取りながら進めてください。申請は、日本語または英語を使用した電子ファイルに限ります。

(1) 申請者は、下記資料を指導教員に提出してください。

種 類	① 申請書	② 研究業績評価表
様 式	様式 1-1, 1-2, 1-3	様式 2
ファイル形式	word ファイル	①申請書（様式 1-3）をもとに、申請者が評価点を計算して記入した word ファイル
注意点	学術論文がある場合は、その PDF ファイルも追加提出すること（該当者のみ）	
指導教員への提出期限	指導教員の SPRING 事務局への提出期限が 10 月 20 日（月）であることを踏まえ、事前に教員とよく打ち合わせ、十分な余裕を持って指導教員へ提出すること。 <u>この際、SPRING 事務局の申請者把握のため、CC で SPRING 事務局（下記メールアドレス）にも送信すること。</u>	

(2) 指導教員は、提出された資料をチェックしてください。

特に、②研究業績評価表（様式 2）については、点数化の考え方や、計算に誤りがないか精査し、必要であれば修正を行ってください。

指導教員は、申請書類をもとに、新たに、《③EU SPRING 申請者に関する評価書（様式 3）》

を作成してください。

(3) 指導教員は、申請書類①～③の電子ファイルを、必ず提出期間内に、下記メールアドレスに提出してください。

- 提出あて先・メールアドレス：SPRING 事務局 spapply@stu.ehime-u.ac.jp
- 提出期間：2025 年 10 月 1 日（水）～2025 年 10 月 20 日（月） 17 時（必着）

9. 選考及び結果の開示

(1) 選考

選考は SPRING 運営会議（以下「運営会議」という。）において、申請書類に基づき、以下の評価基準に従って実施します。

評価基準	評価点
① 本学で実施する研究において、課題設定に至る背景が示されており、かつその着想が優れていること。また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。	30 点
② 我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志が示されており、優れた貢献が十分期待できること。	20 点
③ 過去 5 年間ににおける研究業績が優秀であること。	30 点
合 計	80 点

(2) 選考結果の開示

選考結果は、2025 年 11 月下旬頃に申請者及び指導教員にメールで通知します。また、後日、本学就職支援課のホームページにおいて、採用者の所属と氏名を公表します。

(3) 採用者が採用予定人数に満たなかった場合や、採用者の中から欠員が生じた場合は、二次募集や欠員補充をすることがあります。なお、その場合、申請要件の一部及び支援期間等を変更することがあります。

10. 申請書類及び選考についての注意事項

- (1) 申請書類の提出後、その記載事項を変更又は補充することは認められません。
- (2) 申請書類に虚偽が発見された場合は、採用後であっても支援開始日に遡って資格を喪失させ採用を取り消すことがあります。

11. SPRING 学生の義務

SPRING 学生は、以下の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 研究計画に基づき研究活動に専念すること
- (2) 指導教員に研究活動の状況を定期的に報告すること
- (3) メンターによる面談を定期的に受けること
- (4) 分野ごとに定められた時期により、学外に向けた研究成果の発表を行うこと
- (5) 研究倫理教育を受講すること

(6) 国立大学法人愛媛大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程に基づき、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等に対応すること

(7) SPRING 修了後 10 年以上、キャリアの情報提供に協力すること

1 2. SPRING 学生の取消し・停止・返還

運営会議は、SPRING 学生が「3. 申請資格」のただし書き(1)から(5)に掲げる要件に該当することとなった場合のほか、次に掲げる事項に該当する場合は、SPRING 学生を取消しまたは停止します。

(1) 研究計画の遂行状況又は上記「1 1. SPRING 学生の義務(1)から(6)」に規定する義務の履行状況が不十分と認められる場合

(2) 本人から辞退の申出があった場合

(3) その他運営会議が支援を取消しまたは停止すべき事由があると判断した場合

停止または取り消された研究奨励費・研究費がすでに支給されていた場合は、速やかに返還しなければなりません。

留学・休学や出産・育児等ライフイベントがある者については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長も可能とします(原則2年間)。

1 3. 個人情報の取扱い

- 提出書類に記入された個人情報は、申請資格の確認及び選考結果の連絡のために利用します。
- 採用後、SPRING 学生の個人情報については、本事業を実施するために利用します(科学技術振興機構(JST)への情報提供を含む)。
- SPRING 修了後のキャリアに関する追跡調査の結果については、JST に情報提供します。

1 4. 本募集に関する連絡先

愛媛大学教育学生支援部就職支援課 SPRING 事務局(図書館 1F 東側フロア北出入口横)

メールアドレス: spapply@stu.ehime-u.ac.jp

電話: 089-927-8850(月～金曜日 9:00～16:00)

1 5. 留意事項

(1) 本事業について

本事業は国からの支援を受けて実施しているため、予算の措置状況によっては、事業の内容を変更する場合があります。

(2) 研究奨励費の税法上の扱いについて

- 研究奨励費は給与ではありませんが、税法上「雑所得」として扱われます。所得税、住民税の課税の対象となりますので、各自で毎年確定申告を行う必要があります。(注: 留学生は、租税条約の手続きを行うことにより確定申告が不要になる場合があります。)

- 現在、生計維持者（保護者等）の扶養に入っている場合、「研究奨励費は税法上雑所得として扱われていること」等を扶養義務者（親等）の方にお伝えください。健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（生計維持者）の勤務先に照会ください。また、所得税における扶養の扱いについては、お近くの税務署までお問い合わせください。各自で国民健康保険・国民年金等に参加する手続きを行ってください。手続き等については、居住する市区町村に問い合わせてください。

（３）授業料免除について

本事業での SPRING 学生への授業料免除はありません。

（４）日本学生支援機構（JASSO）からの奨学金について

SPRING 学生は「特に優れた業績による奨学金の返還免除」の対象から除外されます。

（５）人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合は、どのような対策と措置を講じるのかについても併せて確認しています。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

（６）日本学術振興会の特別研究員制度への申請について

SPRING の支援期間中であっても、標記の制度に申請し、採用された場合、移行することが可能です。